

小浜の文化財でユニークベニュー 応募要領 —地域の文化財を活用したイベントを応援します—

小浜市の歴史と文化を守る市民の会では、文化財所有者の応援とその仲間を増やすため、以下の内容で事業を行ないます。

1. 目的

- ①歴史・文化施設等の価値や魅力の発信
- ②市民のみなさんの歴史・文化に関する関心を高めること
- ③文化財所有者を応援すること

2. 事業内容

文化財所有者や市内活動団体に対して、市内の文化財を活用したイベント(ユニークベニュー)の実施を呼びかけ募集します。応募のあった事業について協議を行ない、共催することになったイベント等については、実施に係る経費について一部費用を負担します。

3. 対象となる事業

(1) 対象事業

市内の寺社、歴史的建造物、城跡、史跡などの文化財において開催するイベント

イベントとは?・・・公演、展示会、体験会など集客が期待できる催し

(例)音楽ライブ(コンサート)、展示、ヨガ、体験会、映画上映、各種レッスン、発表会など

(2) 留意点

- 1 施設等の文化財の管理・保存に影響を及ぼさないと認められるもの(安全対策含む)。
- 2 文化財を会場とするイベントとして開催が適したもの。
★市民の会で会場紹介などの事前相談を受け付けます。
- 3 ユニークベニューの活用事例などは、文化庁が作成している文化財を活用したユニークベニューハンドブックをご参考ください。



←文化庁の文化財を活用したユニークベニュー
ハンドブックはこちらから確認できます

- 4 来場者が安心・安全に参加できるよう適切な措置を行なってください。
(新型コロナウイルス感染防止対策については、国・福井県のガイドラインに基づき適切な対策を行なってください。)
- 5 ホームページ、SNS(インスタグラム,facebook など)を通じてイベント等のPR・情報発信に努めてください。
- 6 今後のユニークベニューの参考となるよう、イベントの成果や当日の様子などを、市民の会ホームページや動画等で広く公開する予定です。

(3) 本事業の対象とならないもの

- 1 宗教的・政治的宣伝意図のあるもの
- 2 暴力団およびこれに準ずる団体関わっていると認められるもの
- 3 国、県または市の補助金対象事業

(4) 応募できる方

- 1 文化財所有者(お寺・神社等)
- 2 市内に活動の拠点を有する又は小浜市民をメンバーとして含む団体・サークル等

(5) 採択団体数

数件 ※1～2件予定

(6) 市民の会の関わり

共催という形でイベント実施に向けて協力します。

(内容)

- ・対象経費の50%程度(※上限15万円)を負担
- ・イベント会場の紹介や各種相談

(7) 市民の会で負担する対象経費

- 1 使用料(会場使用料)
- 2 需用費(ポスター・チラシ及びパンフレット作成費)
※イベント等を実施するために直接必要となる経費であること
※対象経費は市民の会より請求先へ直接支払います。

(8) 実施期間

決定日から令和5年1月31日までの期間

(9) 募集期間と応募方法

- 1 応募受付期間 令和4年4月1日～令和4年5月6日 午後5時15分必着
- 2 応募方法 郵送またはメール(rekish@city.obama.fukui.jp)
- 3 応募書類 申請書(応募用紙①)、収支予算書(応募用紙②)
★小浜市の歴史と文化を守る市民の会公式ホームページよりダウンロードいただけます



←市民の会ホームページQR

- 4 応募先・相談受付 小浜市の歴史と文化を守る市民の会
(事務局) 〒917-8585 小浜市大手町6-3
小浜市役所2階文化交流課内
- 5 その他
 - ・メール応募の場合は、事務局の返信をもって受付完了となります。
 - ・相談及び問い合わせ対応は(平日午前8時30分～午後5時15分)の間となりますのでご注意ください。

(10) その他応募条件

1. 収益が期待できるイベントを優先します。
2. 収入から主催者の支出額(市民の会負担分を除いた額)を差し引いて5万円以上の利益がでた場合、利益のうち10%を文化財保護費に(文化財所有者が主催の場合は他の文化財の文化財保存へ)充てるための経費として市民の会へ納めること。
(収入) - (主催者側支出額) = 〇円 ≥ 5万円 → 利益の10%を文化財保護費

(11) 協議・選考方法

1. 応募書類をもとに小浜市の歴史と文化を守る市民の会三役により協議を行いません。
2. 応募書類受付後、随時事務局による審査前ヒヤリングを行いません。場合によっては、追加資料の提出をお願いすることがあります。

